

千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)の記入について

赤枠線内にボールペンで記入してください。

① 記入日 令和4年 8月 7日

| | | |
|-----------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| (フリガナ) 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印 | 生年月日 | 現住所 |
| チバ イチロウ 千葉 一郎 | 明・大(昭)平・令 54年 2月 18日 | 千葉市中央区千葉港1-1 電話 043(XXX)XXXX |

誓約・同意事項 にチェックしてください。 私は、うら面の誓約・同意事項を確認し、同意の上、千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)を申請(請求)します。

②

| (フリガナ)氏名 | 申請者との続柄 | 生年月日 | 令和4年1月以降家計急変があった者 | 令和4年度住民税課税状況 |
|-------------------|---------|-------------------------|---|--|
| 1 (世帯主と同じ) | 本人 | | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 |
| 2 チバ ハナコ 千葉 花子 | 妻 | 明・大(昭)平・令 56年 1月 20日 | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 |
| 3 チバ ジロウ 千葉 二郎 | 子 | 明・大(昭)平・令 25年 4月 12日 | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 未申告 |

※家計急変のありなしにかかわらず、世帯全員分の提出書類(記入例では3人分)が必要になります。

③ **どちらか一方をご記入してください。**

| | | | |
|---|-------------------------------|-----------------------|------------------|
| 金融機関名(ゆうちょ銀行を除く) | | 支店名 | |
| ○○ 1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連 | | △△ 本(支)店 本・支所 出張所 | |
| 支店コード | 分類 | 口座番号(右詰めでお書きください) | (フリガナ)口座名義 |
| ▲▲▲ | 1普通 2当座 | 1 2 3 4 5 6 7 | チバ イチロウ 千葉 一郎 |
| ゆうちょ銀行 | 通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入ください) | 通帳番号 (右詰めでお書きください) | (フリガナ)口座名義 |
| ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。 | 1 | 0 ※ | |


↑ **ゆうちょ銀行を選択された方はご記入してください。**

【代理による受給(申請書の提出)】 代理による受給(申請書の提出)が行えるのは、次のいずれかの方のみとなります。

| 代理人の範囲(受給および申請書の提出を委任できる方) | 代理権の確認方法 | 必要書類 |
|---|--|---|
| ①住民基本台帳上の…申請時点で支給対象者と同じ住同一世帯に属する方 民票に記載されている方 | ・[④代理人(委任状)]欄にご記入ください。 | ・代理人の本人確認書類 |
| ②法定代理人 ……親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人 | ・[④代理人(委任状)]欄にご記入ください。 ・代理権が確認できる書類をご提出ください。 | ・代理人の本人確認書類 ・代理権が確認できる書類 (例)戸籍全部事項証明書、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類 |
| ③上記以外 ……親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りを世話している方等で千葉市長が特に認める方 | ・[④代理人(委任状)]欄にご記入ください。 ・千葉市非課税世帯等給付金コールセンターにご相談ください。追加書類の提出が必要になる場合があります。 | ・代理人の本人確認書類 ・申出書等 ※コールセンターにご相談ください。 |

お問い合わせは…フリーダイヤル **0120-201-745**
耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。
MAIL: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp
FAX: 043-245-5541

【問い合わせ時間】
平日8:30~17:30



千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

様式第3号の2

千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

(あて先)千葉市長 **赤枠線内にボールペンで記入してください。**

提出期限
令和4年9月30日(金)
消印有効

① **世帯主** 記入日 令和4年 月 日

| | | |
|-----------------------------------|--------------------|--------|
| (フリガナ) 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印 | 生年月日 | 現住所 |
| | 明・大(昭)平・令 年 月 日 | 電話 () |

誓約・同意事項 にチェックしてください。 私は、うら面の誓約・同意事項を確認し、同意の上、千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)を申請(請求)します。

② **世帯の状況(申請時点の世帯全員を記入してください。)**

| (フリガナ)氏名 | 申請者との続柄 | 生年月日 | 令和4年1月以降家計急変があった者 | 令和4年度住民税課税状況 |
|------------|---------|--------------------|--|---|
| 1 (世帯主と同じ) | 本人 | | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 |
| 2 | | 明・大(昭)平・令 年 月 日 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 |
| 3 | | 明・大(昭)平・令 年 月 日 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 |
| 4 | | 明・大(昭)平・令 年 月 日 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 |
| 5 | | 明・大(昭)平・令 年 月 日 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 |

※家計急変のありなしにかかわらず、世帯全員分の提出書類が必要になります。

③ **受取口座(原則、世帯主の口座とします。)**

受取口座を下の記入欄にご記入ください。本人確認書類および口座確認書類の写し(コピー)が必要です。
※記入誤りがないか再度ご確認ください。記入誤りがあると、給付が遅れることがあります。

【受取口座記入欄】

| | | | |
|---|-------------------------------|-----------------------|------------|
| 金融機関名(ゆうちょ銀行を除く) | | 支店名 | |
| 1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連 | | 本・支店 本・支所 出張所 | |
| 支店コード | 分類 | 口座番号(右詰めでお書きください) | (フリガナ)口座名義 |
| | 1普通 2当座 | | |
| ゆうちょ銀行 | 通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入ください) | 通帳番号 (右詰めでお書きください) | (フリガナ)口座名義 |
| ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。 | 1 | 0 ※ | |

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受給が出来ない方は、千葉市非課税世帯等給付金コールセンター(電話0120-201-745)にお問い合わせください。

④ **代理人(委任状)**

※世帯主以外の方が給付金を受給(申請書を提出)する場合は、うら面の誓約・同意事項をご確認のうえ、以下の委任状に記入してください。

| | | |
|---|-------------------|----------|
| 代理人住所 (〒 -) | 記入日 | 令和4年 月 日 |
| フリガナ | 代理人電話番号 | |
| 代理人氏名 | ご関係 | |
| 上記の者を代理人と認め、千葉市住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請・請求及び受給に関する一切のことを委任します。 | 世帯主(本人)の署名または記名押印 | (印) |

※法定代理人の場合は署名不要

代理人の本人確認書類と代理関係のわかる書類の写し(コピー)が必要です。(代理関係がわかる書類は法定代理人の場合のみ)

～ 続けて申立書(別紙)をご記入ください ～

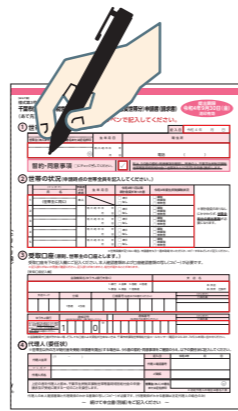
キリトリ線



【申請方法】

① 申請書と申立書(別紙)に必要事項を記入します。

※ボールペンで記入してください。
 記入例は申請書おもて面にあります。
 申請書と申立書(別紙)に必要事項を記入し、
 ②必要書類をご準備ください。



② 必要書類のコピーを準備します。 (申請書おもて面)

必要書類

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。(裏面に住所、氏名変更の記載がある場合は両面のコピー)

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『令和4年1月以降の任意の1か月の収入』の状況を確認できる書類の写し(コピー)』

※「令和4年1月以降の任意の1か月の収入」…給与明細、帳簿等の事業収入と経費のわかる書類等

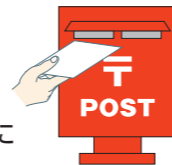
『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』

※代理受給の場合のみ

③ 申請書類を提出します。

同封の返信用封筒に、申請書、申立書、必要書類のコピーを同封のうえ提出してください。

申請書の内容や本人確認書類等に不備があった場合は、不備内容解消後に振込となりますのでご注意ください。



【支給日】

支給が完了しましたら、郵便で支給完了通知書をお送りします。多くの方へ一斉に支給手続を行うため、提出から支給までにお時間を頂戴しております。ご理解頂きますようお願いいたします。

※振込日等、個別のお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

【ご注意】

- 申請書の提出期限までに申請が行われなかった場合、支給できません。
- 申請書等の不備または指定された金融機関口座が振込不能になった場合は、記載内容の確認を求める書類を送付しますので速やかにご返送ください。

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受給ができない方は、コールセンターにご相談ください。支給時期や方法は決定次第ご連絡します。

誓約・同意事項

- ①世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
 ※住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご自身で両親や子ども等、ご家族に確認してください。
- ②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地等での給付金の受給の有無のほか、千葉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 ※千葉市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をしてください。
- ③世帯の中に、租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者はいません。
- ④この申請書は、千葉市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤千葉市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、支給決定の日から3か月が経過しても、千葉市が世帯主に連絡・確認できない場合は給付金は支給されません。
- ⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合、その他、事由に関わらず千葉市が返還請求を実施した場合は、給付金を返還します。意図的に虚偽の申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ⑦本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑧既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。これらの世帯に該当していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

必ず以下の「誓約・同意事項」に同意のうえ申請書を提出してください。

- ①世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
 ※住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご自身で両親や子ども等、ご家族に確認してください。
- ②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地等での給付金の受給の有無のほか、千葉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 ※千葉市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をしてください。
- ③世帯の中に、租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者はいません。
- ④この申請書は、千葉市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤千葉市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、支給決定の日から3か月が経過しても、千葉市が世帯主に連絡・確認できない場合は給付金は支給されません。
- ⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合、その他、事由に関わらず千葉市が返還請求を実施した場合は、給付金を返還します。意図的に虚偽の申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ⑦本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑧既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。これらの世帯に該当していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出前に、ご確認ください!!

記入する

- 誓約・同意事項に同意(おもて面の誓約・同意事項のチェック欄に)
- 世帯主(本人または代理人)の署名または記名押印
- 世帯の状況を記入
- 世帯主(本人または代理人)の口座を記入
- 申立書(別紙)に必要事項を記入

同封する

- 『住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 ※代理受給の場合でも、世帯主(本人)の本人確認書類が必要です。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(第3号の2別紙)
- 「令和4年1月以降の任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)』

【該当者：代理受給をされる方】

- 代理人の本人確認書類および代理関係がわかる書類の写し(コピー)を返信用封筒に同封
 ※代理関係がわかる書類は法定代理人の場合のみ

お問い合わせは… フリーダイヤル **0120-201-745**
 耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。
 MAIL: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp
 FAX: 043-245-5541

【問い合わせ時間】
 平日8:30~17:30



千葉市非課税世帯等給付金コールセンター